

総 務 文 教 委 員 会

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

10 時 00 分～ 16 時 11 分

全員協議会室

(委 員) ~~野藤委員長~~、小川副委員長、沖田委員、西川委員、永見委員

佐々木委員、道下委員、西田委員

(議長・委員外議員)

(総務文教委員会 所管管理職)

近重副市長

〔市長公室〕 佐々木市長公室長

〔総 務 部〕 砂川総務部長、山根総務課長、西谷行財政改革推進課長
湯浅行財政改革推進課副参事(教育施設再編推進室長)
馬場安全安心推進課長、西川人事課長、久佐情報政策課長
村瀧人権同和教育啓発センター所長(人権同和教育室長)

〔地域政策部〕 岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長
田中地域プロジェクト推進室長

〔財務部〕 宮崎財務部長、森脇税務課長、土谷資産税課長、草刈財政課長
有福契約管理課長

〔金城支所〕 吉永金城支所長、原田金城支所防災自治課長(金城分室長)

〔旭 支 所〕 塚田旭支所長、佐々尾旭支所防災自治課長(旭分室長)

〔弥栄支所〕 河上弥栄支所長、三浦弥栄支所防災自治課長(弥栄分室長)

〔三隅支所〕 斎藤三隅支所長、小松三隅支所防災自治課長(三隅分室長)

〔会 計 課〕 原田会計管理者(会計課長)

〔教育委員会〕 石本教育長、佐々木教育部長、古森教育総務課長、市原学校教育課長
牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長、
長見青少年サポートセンター所長、外浦文化振興課長

〔選挙管理委員会〕 森下選挙管理委員会事務局長

〔監査委員・公平委員会〕 栗栖監査委員事務局長(公平委員会上席職員)

〔消防本部〕 佐々木消防長、中村総務課長、齋藤予防課長、~~本田警防課長~~
大驛通信指令課長、~~田中浜田消防署長~~、尾崎東部消防署長
~~琴野西部消防署長~~

(事務局) 篠原書記

【議 題】

- 1 議案第 1 号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について
【全会一致 原案のとおり可決すべきもの】
- 2 議案第 2 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について
【全会一致 原案のとおり可決すべきもの】
- 3 議案第 10 号 浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例について
【全会一致 原案のとおり可決すべきもの】
- 4 議案第 11 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
【全会一致 原案のとおり可決すべきもの】
- 5 議案第 16 号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について
【全会一致 原案のとおり可決すべきもの】
- 6 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
【全会一致 原案のとおり同意すべきもの】

7 請願審査

- (1) 請願第3号 消費税増税の中止を求める意見書の提出について【不採択】

8 陳情審査

- (1) 陳情第73号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について【不採択】

- (2) 陳情第85号 美又国民保養センター指定管理の申請で新設法人から受付を認めないことを求める陳情について【不採択】

- (3) 陳情第86号 指定管理の抜け道に新設法人が利用されないことを求める陳情について【不採択】

- (4) 陳情第87号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について【不採択】

- (5) 陳情第88号 指定管理の添付書類の見直しを求める陳情について【不採択】

- (6) 陳情第89号 指定管理者制度の見直しを求める陳情について【不採択】

- (7) 陳情第90号 学校内の事故対応における情報共有化や注意喚起及びマニュアルの見直しを求める陳情について【採択】

- (8) 陳情第91号 業務記録を残すことを求める陳情について【不採択】

9 執行部からの報告事項

- (1) 新たな津波ハザードマップについて

- (2) 浜田市公衆無線 LAN の運用開始について

- (3) シングルペアレント就労人材育成事業の進捗状況について

- (4) 浜田 de しごと合宿インターンシップ事業について

- (5) 瀬戸ヶ島埋立地の活用に向けた取組について

- (6) 浜田市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

- (7) 浜田市立学校統合計画審議会（答申）について

- (8) 平成30年度島根県学力調査の概要について

- (9) 国府公民館有福分館の移転に伴う旧有福小学校の改修について

- (10) 図書館システム更新作業に伴う臨時休館について

- (11) その他

10 所管事務調査について

- (1) サンビレッジ浜田（スケート場）の利用状況等について

11 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 10 時 00 分)

小川副委員長 本日は野藤委員長が体調不良のため欠席なので副委員長の私が職務を務める。只今出席委員は7名で定足数に達している。本日は警防課長、浜田消防署長、西部消防署長は欠席と聞いている。ではさっそく議題に入る。

1 議案第1号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について

小川副委員長 執行部から補足説明があるか。
(「ありません」という声あり)

小川副委員長 委員から質疑はないか。道下委員。

道下委員 現行と改正後の回線の数字の違いはどういうことか。

三隅防災自治課長 数字が少ないほど通信速度が遅く、画像の表示等が遅い。動画は途中で止まる等の違いがある。

道下委員 1メガ、3メガは要らないのではないか。

三隅防災自治課長 インターネットサービスを利用されている全員にアンケートを実施したところ、小さい容量でも良いから使いたい人が3割近くあった。そうした状況を考えてこの4回線の設定とした。この条例改正の本来の目的は、県内で未導入なのが三隅ひゃこるねつとのみだった30メガを、機器更新に併せて新しく設定するためだった。

道下委員 1.5が1になって、15が3になったのか。15はどこにいったのか。

三隅防災自治課長 この1、3、10、30の設定は石見ケーブルビジョンのサービスに揃えた。ただし100メガはどうしてもソフトの更新等に経費がかかるため今回は見送った。

道下委員 これで工事等の経費は発生したのか。

三隅防災自治課長 インターネットをしようするには料金が発生する。200万円くらいの増額が必要になる。当初予算にも計上している。

道下委員 30メガを設定するのに工事費は発生するのか

三隅防災自治課長 発生しない。

小川副委員長 西川委員。

西川委員	100 メガに対応するにはどれくらい費用がかかって、今後の対応予定はあるか。
三隅防災自治課長	金額は具体的には分からない。どういう機器やソフトが必要か。三隅は無料で I P 電話が使えるのだが、100 メガはそれに対応できない。業者に問い合わせ中。アンケートにも約 3 パーセントしか 100 メガ希望者がいなかったので救急な対応は考えていない。
小川副委員長	他にないか。佐々木委員。
佐々木委員	使用料の設定は石見ケーブルと同じなのだと思うが、設定基準をどう考えたのか。
三隅防災自治課長	1 メガについては従来サービスより下がるので改正前より下げているが、それ以外は石見ケーブルテレビの設定金額に合わせてある。
佐々木委員	他の会社との整合がもし分かれば。
三隅防災自治課長	N T T とかということか。検討材料としては考えてなかった。
佐々木委員	三隅ケーブルのインターネット加入率はどれくらいか。
三隅防災自治課長	テレビ加入者 2,393 軒、うちネット加入者 906 軒が 1 月末の状況。だいたい 4 割弱がインターネットを利用している。
情報政策課長	先ほどの石見ケーブルとの料金体系のすり合わせの件だが、将来的なケーブルテレビの統合や番組の統合について、行革の取組と合わせて話をさせてもらっている。インターネットサービスの提供もどうしていくかということがある。今回 30 メガ導入を合わせ将来的なことを含めて、料金・サービスを石見ケーブルテレビと揃えている。
	(「なし」という声あり)

2 議案第 2 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について

小川副委員長	執行部から補足説明があるか。
	(「ありません」という声あり)
小川副委員長	委員から質疑はないか。道下委員。
道下委員	115 局になると説明があった。浜田・金城・旭・弥栄がいくつになるのか。
安全安心推進課長	各自治区の子局設置数浜田自治区 51 局、金城 7 局、旭 10 局、弥栄 29 局、三隅が今 17 局から 18 局になる予定で 115 局となる。

小川副委員長

その他に。

(「なし」という声あり)

3 議案第 10 号 浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例について

小川副委員長

執行部から補足説明があるか。

(「ありません」という声あり)

小川副委員長

委員から質疑はないか。西川委員。

西川委員

4 施設各耐用年数と、廃止時にはどのようにするのか。

旭防災自治課長

建築年次は、戸川生活改善センターが昭和 43 年で、耐用年数が残っている建物はない。解体後のことか。

西川委員

耐用年数は過ぎているということだが、いつまで使うのとその後どうするのかだけ教えてほしい。

旭防災自治課長

貸与する各地区で使われるまで使っていただくことになるので、年数は分からない。地元の方からもう使わないという話が出ればこちらで対応することになる。

西川委員

生活改善センターというのはどういう経緯で設置され、どのような使われ方をされていた施設なのか。

旭防災自治課長

生活改善センターは農村の自立、地域の活動の場、憩いの場が欲しいという要望に応えるため、農林水産省のモデル事業の補助金を活用して建てられたものを総じてそう呼んでいる。

小川副委員長

他に。永見委員。

永見委員

前回、市木の生活改善センターだったか。その時は改修や整備をしてということだったが、今回は必要は全くないのか。

旭防災自治課長

平成 30 年度で戸川、重富、山之内を改修させてもらった。和田は平成 25 年に改修した。今回は改修をしない。

永見委員

旭で生活改善センターで地元へ譲渡するという施設は他にもあるのか。

旭防災自治課長

今指定管理の施設が 5 つある。うち 3 つに公民館が入っている。残り 2 つは平成 10 年建築のもので耐用年数も十分ある。いずれも地元譲渡の考えはない。

小川副委員長

道下委員。

道下委員

他自治区等々でこういう事案があるのか。

小川副委員長

後で分かったら教えてもらいたい。

他に。

(「なし」という声あり)

4 議案第 11 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

小川副委員長

執行部から補足説明があるか。

(「ありません」という声あり)

小川副委員長

委員から質疑はあるか。佐々木委員。

佐々木委員

対象施設が 4 件あるという話だったが、地域で言うとうどういう
辺りになるのか。

予防課長

今のところ浜田自治区 1 件、金城 1、旭 1、三隅 1 件。

佐々木委員

広い範囲にあるようだ。この施設の建物自体の性質もバラバラ
か。

予防課長

色々ある。

小川副委員長

他にあるか。永見委員。

永見委員

防火対象物の点検項目について再度教えてほしい。

予防課長

今回、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設
備が設置されていないものが対象となる。

永見委員

4 件のうち 3 項目の中で該当が最も多いのはどの項目か。

予防課長

4 件すべて自動火災報知設備となっている。

小川副委員長

他にあるか。総務課長。

総務課長

先程の道下委員の質疑の生活改善センターの設置してのところ。
地域集会施設等条例の中で設置してある。国の補助金を使って
建てたものは地域集会施設。この 4 件を廃止した後は 9 施設残
る。新旧対照表にも記述がある。4 ページを開いて欲しい。これ
が残る施設。

道下委員

これで全部か。

総務課長

はい。

(「なし」という声あり)

5 議案第 16 号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

小川副委員長

執行部から捕捉説明があるか。政策企画課長。

政策企画課長

(以下、資料をもとに説明)

小川副委員長

委員から質疑があるか。西川委員。

西川委員

過疎対策事業債は、なぜ今このタイミングなのか。

政策企画課長	過疎計画の変更については、基本的には年度内で予算化されて年度内に過疎計画に追加することになっている。過疎債を申請するのは財政部局。一次申請、二次申請がある。二次申請は12月に行うが、その際に追加する事業が確定するという流れ。その後法に基づき県との事前協議を踏まえこの時期に提案となっている。
西川委員	あらかじめでなく事業に着手してから過疎債を申請するのか。
政策企画課長	そのとおり。一部の事業では補正予算をお願いする場合もある。都度議会をお願いするのではなく、3月議会で提案している。
西川委員	国から県、県から市にくると思うが、枠があるから申請するのか。枠をとりにいくために申請するのか。
財政課長	過疎債の対象事業があるので、それについて申請する。ただ国全体の枠があるので、申請分が全部配分されるかは分からない。充当されない場合もある。取りに行くという言い方もあるが、対象分を出して、12月の二次申請で対象事業が決定されてそれを整理されたものを計画としてこの時期に出す流れとなっている。
小川副委員長	他に。西田委員。
西田委員	国、県の枠の話だが、最終的に決定するのはどこの機関か。島根県は関わっていないか。
財政課長	最終的には国かと思う。ただ県単位である程度の枠は決まっていると聞いている。
西田委員	どこが最終的にどう判断されるか分からず、申請すればするほど決定されて膨らむのかと感じていた。
財政課長	国全体で枠が決まっている。一次申請、二次申請で枠を超えるかどうかによって配分が変わってくる。年度によって同じ事業でも削られることもあるし、同じ優先度でもそうしたことになるだろう。国で調整して決定されることになる。
財務部長	過疎債は7割バック。早めに事業計画を立て県の中で計画的に情報提供する。早い者勝ち。情報をいかに早く伝えるか。過疎債の枠を取りに行くのが財政の腕の見せどころ。
西田委員	社会資本総合交付金がある。申請した要件にあわせて配分されると思う。社交金よりまず過疎債が優先なのか。あるいは事業によって分けるのか。

財政課長
小川副委員長

社公金は補助金なので、単独でやる事業にあてた方が有利。
その他。

(「なし」という声あり)

6 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

小川副委員長

執行部から補足説明があるか。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はないか。佐々木委員。

佐々木委員

どういう場合に会議に参加されるとか、どういう内容の職務を持っておられるのか。

人権同和教育啓発センター所長

人権擁護委員には人権相談、人権啓発活動を行ってもらっている。法務局に事務局があり、そちらで協議会を組織して活動を行っている。月2回程度の活動をされていると聞いている。

佐々木委員

法務局には月2回。人権に関わる相談の仕事というのはそんなにないと思うが、年間どれくらいか。

人権同和教育啓発センター所長

月2回程度なのは色んな活動を含めて2回。人権相談で言うと、法務局職員の受付も含めて人権擁護委員さんと合わせて年間400件弱の相談件数。啓発活動として街頭啓発や人権教室も開いている。昨年で言うと小中学校や地域で年間12回開催している。

小川副委員長

その他。

(「なし」という声あり)

7 請願審査

小川副委員長

「請願第3号消費税増税の中止を求める意見書の提出について」の1件が付託されている。これについては後程審査するので今は飛ばす。

8 陳情審査

(1) 陳情第73号 スキー事故の責任の所在と補償の有無を明らかにすることを求める陳情について

小川副委員長

これは、12月の委員会で継続審査になっていたものである。審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。佐々木委員。

佐々木委員

教育委員会として検証や今後の対応策も検討されてきたと思うが、状況を確認したい。

学校教育課長	教育委員会としては、特に大きな動きはない。保護者さんとの接触は今の段階ではできていないのが現状だ。学校への注意喚起は色々な場面でやっている。今までは大丈夫だったがこれからはこういう対応は良くないということで。他市のガイドライン等があったので、スキー教室開催の事前届け出や計画書も出してもらっていたが、より細かい連絡体制をとってもらう中で事故が起きないように徹底について再度お願いしている。
佐々木委員	大きな動きはないというのは、検証はあまりなされていないのかと思う。事故はどういうケースで起こるか分からない。きりがなとは思いますが、この事故への対応は一応、マニュアルとまではいかないまでも目に見える形で示す必要があるのでは。もう少し分かりやすい対応を求めたいのだけれどどうか。
学校教育課長	スキーにあたっては 28 年に北広島町の死亡事故をもとに作られたガイドラインを参考に市のガイドラインについては定めて学校に周知して、教室を行う場合にはそれを必ずチェックして行うようお願いしている。
佐々木委員	陳情には教育委員会の責任についても書いてある。それを我々が追及することも難しい。先ほどガイドラインを定め対応しているということは、責任ある対応になるかと思っている。その辺の感覚について、もし何かあれば伺う。
学校教育課長	今回の事故の責任の所在は明確に・・・処分を行うなどまでは該当校の教師についても、スキーの指導をされた講師についても現時点では考えてないが、こういう事故が二度と起きないように危機管理マニュアルの見直し等を含め再度注意喚起していく。 また、生徒へのケア、保護者への対応については 3 月中には連絡を取って話し合いの場を設けたいと考えている。
佐々木委員	事故に遭われた子供さんの後遺症が残った場合の補償というのが内容にあるが、補償についての対応についてもう一度伺う。
学校教育課長	事故の補償、けがの治療については病院に行かれた際にはスポーツ振興センターの手続きをしてもらって、3 割支払っていただき 4 割返ってくるところは継続している。完治した段階では目や歯については見舞金が見舞金が別途支払われる。賠償の部分はなかなか困難なところだ。現段階で交通事故のように何割の責任というのは

小川副委員長
西川委員

見い出せないなので、保護者との話し合いによると思う。前から申し上げているように、警察立ち合いによる現地確認、事情聴取の予定となっているが、警察からも連絡がないので、その点については状況を聞きながら対応していきたい。

西川委員。

継続になっているのではっきりさせてほしいが、事故が起きた指導者の責任については教育委員会の懲罰規定に照らして、無いなら無い、あるならある、終わっているのか、調査中なのか、はっきりさせていただきたい。

学校教育課長

処分は今の段階では考えていない。色んな活動の中ではこういう事故が起こってはいけないので再発防止に向けての取組は続けていきたい。

小川副委員長

傍聴者は発言を控えていただきたい。静粛に。

道下委員

他にあるか。道下委員。

当事者と保護者はどのようにこの事故を捉えているのか。教委として納得いくよう説明をしてあげないと、最終的には訴訟問題になるのでは。納得してないようなことを聞く。行政のフォローが不十分だと思う。納得させるためにかなりの体力をかけて取り組まないとならない。どう考えているか。

学校教育課長

保護者の気持ちは、事故当時は様子を伺ったり経過報告を学校で保護者と一緒に受けたり話をした。私も直接は聞き取りできてないが、今更誰が悪かったかという話をする気はない。保護者への対応は大事だと思う。まずは来月、今までの経過の話と今後の対応をしていきたい。生徒は元気に学校生活をしており、学校と保護者の関係では年末の面談でも特段何もないと聞いている。生徒へのケアは学校としてしっかりしているので教育委員会は安心している。

道下委員

それは現場を全然捉えておられない。本人さんは優秀な子だったが沈んでいるように見えるという周りの人もいる。そこを見取ってあげないと。子供が一番なんだから今の答弁は納得いかない。

教育長

教委としては学校を通じての情報収集が中心だったので、そこは改めて直接保護者の方とお会いしてもっと丁寧聞く必要があると反省した。早い段階でご両親にお会いして現状をしっかりと

	把握して対応を考えたい。
小川副委員長	西田委員。
西田委員	民間の色々な事業所においても苦情処理はつきもの。どう対応するかというと、これからの付き合いが続くので誠意を示して、人と人の気持ちのやりとりが一番大事。これでもかというほど訪問して。そういう気持ちがあればもっとスムーズにいくと思う。
小川副委員長	答弁はいいか。佐々木委員。
佐々木委員	今の教育長の答弁を聞いて驚いた。これだけ委員会でも議論したりして大きな問題なのに、教育委員会は本人と直接関わってないというのは初耳で驚いた。早急にぜひこの事例を参考に今後対応する意味でも、しっかり取り組んでももらいたい。
小川副委員長	他にあるか。
	(「なし」という声あり)
	概ね 1 時間となるので暫時休憩とする。再開は 11 時 10 分とする。

[11 時 00 分 休憩]

[11 時 10 分 再開]

(2) 陳情第 85 号 美又国民保養センター指定管理の申請で新設法人から受付を認めないことを求める陳情について

小川副委員長	審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。佐々木委員。
佐々木委員	ルールを曲げてまでという表現だが、どのような経過があったのか。
行財政改革推進課長	ルールを曲げてまでという表現でこれまでの流れは 12 月議会の陳情の時にも概要を、ルールを曲げてはいないという趣旨でご説明させていただいている。基本的には新設法人の申請はできる。今回の保養センターの件で公募した際に新設法人でも応募できると明らかな表現は確かにしてない。今後見直しはしていきたいと考えている。
佐々木委員	どこをどう見直すのか。
行財政改革推進課長	分かりやすい表現で、募集要項等で新設法人でも応募できるといったことは入れていきたい。併せて、今検討しているが、新設

	法人は実績がないので応募者は門戸を広げて受付はさせていただくが審査の際に事業実績がないので加点が付かない場合があることも併せて表記する必要があるのかなと考えている。
小川副委員長	他にあるか。道下委員。
道下委員	新設法人だと指定管理の申請は受け付けないといった表現がきちんとできてなかったからなのか。
行財政改革推進課長	この陳情の趣旨についてはそういったことだと思うが、新設法人は 12 月議会の時にも、旭温泉あさひ荘の関係で説明させていただいたが、基本的には新設法人でも受け付ける考えなので、ルールのところの話だと思う。
小川副委員長	他に。
	(「なし」という声あり)

(3) 陳情第 86 号 指定管理の抜け道に新設法人が利用されないことを求める陳情について

小川副委員長	審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。道下委員。
道下委員	新設法人なら決算書がなくても受け付けられたが、それが示されなかったのか。そうおっしゃったのか。そこが問題になっていると思ったのだが私の勘違いか。
行財政改革推進課長	先ほどの陳情と同様の趣旨だと思っている。新設法人で決算書がなくても受け付けられたと聞いたということで、そのことについての疑義だと認識している。
道下委員	なぜこういう誤解、上手く対応できなかったのか。どう考えていらっしゃるのか。
行財政改革推進課長	募集要項が明確な表現ではなかったのはあろうかと思う。ただ、前回のあさひ荘の関係では事前に問い合わせをいただいて、それに対しては新設でも応募できると説明させていただいている。
小川副委員長	他にあるか。佐々木委員。
佐々木委員	新設法人なら決算書がなくても受け付けられた。でもその上に 1 に法人でないと申し込めない。過去 2 期の決算書が必要だという理由で諦めた。新設は法人でないと駄目だし、新設だと駄目というようなニュアンスだと思うが、そのように駄目だと言う経緯

行財政改革推進課長	があって、新設法人を過去に受け付けたという流れだと思う。こういうことだったのか。 この陳情の趣旨はそういうことだと思っているが、1 番の法人でないと申し込めないということはない。法人格がなくても任意団体でも申請はできる。②の決算書が必要というところについては新設法人なら決算書はないので出せなくても受け付けている。
小川副委員長	他に。 （ 「なし」という声あり ）

(4) 陳情第 87 号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について

小川副委員長	これは先ほどの陳情第 73 号と同趣旨ですので、次に進める。 （ 「発言させてください」という声あり ）
小川副委員長	陳情者から発言の申し出があるが、皆さんどうするか。 （ 「簡潔になら」という声あり ）
小川副委員長	では簡潔に発言を許可する。
傍聴者（陳情者）	事故には原因がある。指導員が最終的にゼロだった。重要な案件なのに誰も処分されない。原因と責任は明確にされるべき。このままにしておくこと自体がおかしい。これを注意すべきというのが趣旨だ。
小川副委員長	審査の参考にさせていただく。

(5) 陳情第 88 号 指定管理の添付書類の見直しを求める陳情について

小川副委員長	審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。佐々木委員。
佐々木委員	添付書類について指摘してあるが、これで検討すべきと感じられるようなことがあるのか。
行財政改革推進課長	色々細かいご指摘をいただいている。部分的に検討すべきところもあろうかと思う。特に決算書類等はこれまで選定委員会の委員の一部からも、できるだけ複数期の決算書類が必要だというご意見をいただいたことがあるし、事業報告書も今は任意様式でやっている。そういった意味ではしっかりと事業報告を提出していただく必要があると思っている。証明書類についてはよその自治体の例も参考にしながら検討しているが、随時必要に応じてこれ

	までも改善してきた。一概にこういった形で書類を求めるのが良いのかは難しいが、書類提出の目的についてという内容なので、改めて提出書類の意義、必要な理由は改めて検討したいと思っている。
佐々木委員	今のお答えだが、基本的に指定管理者制度の中身は国から色々示すものがある、それに基づいて従ってやってきたが、やるにつれて不備があったり変えないといけないものもあったりという流れで、今の書類の関係もあるという感じか。
行財政改革推進課長	国も総務省からの通知内容については、指定管理者制度の趣旨に鑑みて適切に処理すべきということで、大きな項目として通知が来ていたりするが、必要書類の細かい指導はない。もう少し言うと、指定管理者制度は自治体の裁量に委ねる制度になっていて、どこの自治体もこの制度の仕組みについて日々改善に努めているので、この提出書類についても色んな自治体で色んな考え方のもとにやっていたらいい。全国的に統一した考えがない部分がある。
小川副委員長	他に。 (「なし」という声あり)

(6) 陳情第 89 号 指定管理者制度の見直しを求める陳情について

小川副委員長	審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。道下委員。
道下委員	2 行目の「指定管理の委員に地元の方が入っているが、専門の銀行支店長や税理士同様に財務に採点するようになっているが、専門外なので意味がないどころか、ゆがんだ結果になる可能性がある」これがまさにそのとおりならそのとおりだと思うし、最後の指定管理委員の決定も含めて制度の見直しを希望するとなっている。この辺は執行部はどのように捉えているのか。
行財政改革推進課長	まず指定管理者選定委員会の委員についてお話させていただく。選定委員会委員は 10 名以内ということで行っており、その内 7 名が識見者ということで就任していただいている。7 名の内、県立大学の先生や社会保険労務士、税理士、金融関係の方等から 7 名ということでお願いしている。他 3 名が受益者委員というこ

とで、いわゆる利用者の方をお願いしている。利用者の中には識見者に近い方に入っていただくことも考慮しながら、それは施設の担当所管課で選考してもらっているが、そういった形で委員をお願いしている。受益者の方が専門外の方もあるので、ゆがんだ結果になるかどうかは一概に言えないが、10名中3名で1、2名は経営経験がある方やあるいは会計の経験がある方に入ってもらっているような実積もあるので一概にゆがんだ結果になるとは思っていない。指定管理者制度自体の全般的な見直しの検討は昨年度から行っている。まだ今年度の見直しに反映できてないが、できるところから反映していこうと思っている。選定委員会は今、総合的な審査方式でやっているの、そういった意味では今の形をより良くしていくような見直し、改善を行いたい。

小川副委員長

他にあるか。佐々木委員。

佐々木委員

ゆがんだ結果という表現もあるが、指定管理を受ける会社の体力、財務内容等も書いてあるが、自己資本比率が非常に低いこともあり。赤字の年もあるという表現もある。指定管理を募集して本当に優秀な方が手を挙げてくるというのは特に田舎の施設は非常に難しいので、こういうことも仕方ないのかもしれないが、昨日の話だと会社の状態というのはあまり気にされてないようで、だから質問もなかったのかもしれない。提案内容が充実していれば良いかと思ったが、どうもそういうことでもないような気もした。受ける会社の財務状況は書類提出して吟味されるのだろうが、委員にとっては余程のことがない限り否定されない、評価が下がることがない感じなのか。

行財政改革推進課長

今回の美又保養センターの候補者のことだろうが、財務内容について選定委員会で気にしてないわけではない。選定委員会の皆さんそれぞれの識見の見地から経営内容についても見ていただいている。つぶさな内容については控えるが、各識見の中で許容範囲かどうかを見ていらっしやると聞いている。この施設に限らず同様にやっている。財務内容についても当然含めて審査されているし、経営実績も参考にしながら提案された事業計画書、収支計画書の内容をしっかりと審査されている。提案内容が実現可能かどうかは審査のポイントの1つだと思っている。事業計画があま

小川副委員長
西川委員

りにかけ離れた内容だと審査評価が低くなるのかなと思っている。提案内容、これまでの実績というのは審査評価対象だと思っている。

他にあるか。西川委員。

指定管理者選定方法で、選定委員からの採点結果の答申を受けて総合的に勘案し決定するということだが、総合的に勘案するのは選定委員ではなく市なのか。

行財政改革推進課長

総合的に審査する。選定委員会の中でも総合的な審査をしているので、そちらでも総合的な審査だし、市としても申請内容のポイントを踏まえこの事業者を候補者としようというのを決める。

補足だが、選定委員会の中では今回で言えば 10 名の委員が各 100 点満点で合計 1000 点満点でやっているが、60 パーセントにあたる 600 点を候補者にするかどうか 1 つの目安とはしている。これまでも 60 パーセントを同様に目安としてきた。それが市の判断材料の 1 つ。

小川副委員長

陳情者から発言の申し出がある。許可して良いか。

(「はい」という声あり)

小川副委員長
傍聴者（陳情者）

では簡潔に。許可する。

この会社が悪いとは言っていない。まず営業利益という本業の成績のところで、売り上げは 3 億円くらいの会社だが、0、マイナス 1,200 万円、実質マイナス 1,500 万円という要注意の会社で、かつ自己資本比率が 6 % と限りなく低い。こういう前提で選定委員の中にはこれに関する質問が一つもない。営業利益がマイナスの理由、自己資本比率についても質問がない。この所を問題にしたいのだ。一つも質問がないのがおかしい。それどころか 2 番になった会社の自己資本比率 30 % を越えているのに、どこの会社も全部財政状態が良いわけではない。僕は開示請求で全部読んだが、そういう言い方。真剣に考えられているとは思わない。

もう 1 つ提案内容の話。これ以前、国民休暇村というプロフェッショナルが提案して指定管理を取ったが、結局実現できなかった。それと同じように、プランは市職員が最終的に決定するが市職員に判断せよと言っても苦しいと思う。国民休暇村さえ失敗しているのだから。良い提案だという言葉が空虚に感じる。その

小川副委員長
西田委員

辺も考えないといけないという意味で、大幅な指定制度の改革が必要ではないかと思う。

他にはないか。西田委員。

選考委員の 10 名の方が面接もされて、評価項目で審査結果が出ると思うが、数字に表すのは今までの色んな例を見て、事業計画、収支計画とかはこれからのことなので、いかなる計画もやろうと思えばできる。私がいつも感じるのは、大事なものは責任者のやる気、あるいはその人の人間性、人として感じるもの、その方からどういうものを感じたかが重要なポイントだと思う。色んな面接や審査におかれても良い点を取るための研修がある世の中だから、色んなことが想定される中でやはり最終的には代表者の方のお人柄。地味でも無口でも素朴でもいいんだ。ただやることをしっかりやって考え方もしっかりしていることが重要で、今後の審査では感じたことを審査結果に反映していただきたい。

行財政改革推進課長

ごもっともな意見。計画は絵に描いた餅になってはいけないのは当然。言われたように面接審査によってプレゼンテーションによって具体的な提案をしていただいたり、熱意が伝わるようなプレゼンをしてもらったり、やる気を見せていただくようなプレゼンも過去にいただいていると認識している。しっかり選定委員会で委員それぞれが受け止めて審査を総合的にされていると感じている。

小川副委員長

他に。

(「なし」という声あり)

(7) 陳情第 90 号 学校内の事故対応における情報共有化や注意喚起及びマニュアルの見直しを求める陳情について

小川副委員長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。沖田委員。

沖田委員

生徒が複雑骨折したということだが、何をしている時にそうなったのか。

学校教育課長

陳情書の添付書類があったかと思うが、体育の授業で跳び箱をしようとしてロイター板に右足が引っかかり、左足を強打して負傷した案件。

沖田委員	ということはこの陳情内容はほぼ正しいということで間違いないか。
学校教育課長	最初に救急車は呼んでない。それについては各学校の危機管理マニュアルや事故対応マニュアルがあるので、救急車を呼ぶ基準についてもお手元にあるのではと思うが、一応これをベースに考える。その時の病状、本人の様子、保護者への連絡等踏まえて、今回は最初は救急車を呼ばなかった事案。
沖田委員	マニュアルがあるのは理解できるが、事故が起きてマニュアルを杓子定規に判断するのはいかがなものかと思う。
学校教育課長	おっしゃるとおり。悪い事案を想定しての対応を常に意識しておかないといけないと思っている。明日校長会があるので、そういった場でも再度学校の危機管理、緊急対応について意識を持っていただくようお話ししていこうと思っている。
小川副委員長	他にあるか。 （ 「なし」という声あり ） （ 「説明させてください」という声あり ）
小川副委員長	簡潔に。
傍聴者（陳情者）	消防車、救急車が書いてあるもの、これが救急車を呼ぶ基準。多量の出血、骨の変形、このようなことがマニュアルになって救急車を呼ぶか、呼ばないかの判断基準になっているべきではない。スキー事故も「ここまでマニュアルがあるから発表しなかった」と言うが、マニュアルより更にケアして良い。激痛が持続しているに当てはまるではないかと言ったら、激痛は一時中断したから呼ばなかったと。屁理屈の原因。まず先生方が、救急車要請基準があることを本当は知らない。後から出してくるだけで。そういうこと自体おかしい。よその校長に聞いたら「うちははない」と言われるからそうかと思っていたら、5分後に電話があって「ありました」と。そんな状態で万が一の時に救急車を呼べるわけがない。市営バスはおばあさんにたんこぶができたくらいで救急車を呼んだ。どうしてバスの運転手にできて先生にできないのか。意識の問題だと思う。検討してくれるよう頼む。マニュアルは常に陳腐化すると思って改善しないといけない。このようなマニュアルあってはならない。それ以前に救急車を呼ぶ。

小川副委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

(8) 陳情第 91 号 業務記録を残すことを求める陳情について

小川副委員長

審査の参考に執行部に確認しておきたいことがあるか。佐々木委員。

佐々木委員

以前説明をされたのだが、日報に代わるようなものがあるとかないとかの説明内容を忘れたので再度お願いしたい。

人事課長

前回の陳情では日報ということだったが、必ずしも日報の形ではない。業務によっては車の運転記録や施設の来館者数とか、面談記録等、都度残しているものがある。業務週報もあるし会議や市民との面談記録もある。そうした物で対応できる場合は対応させていただく。

佐々木委員

今の話でいくと、電話記録も物によっては取っているのだろうか。

人事課長

委員が言われるとおりで、全ては残していないが、後に引き継ぐ必要があるもの、続いて検討を要するもの、そういうケースごとの判断で必要に応じて残している。

小川副委員長

西川委員。

西川委員

添付にある「公文書不開示決定通知書」のあさひ荘の件は該当文書不存在なためとあるが、これは軽微なものと判断されたためにないということか。

旭支所長

この件については 12 月議会の委員会内でも担当課長が説明したように、当日のあさひ荘の温度や塩素の記録用紙を指定管理の公募の時に付けたいと応募者からあり、関係課と協議して、これは一般的に普通の記録なので付けても良いだろうと、文書を出すのがあさひ荘にあったのでそこへ行って職員立ち合いで文書を出した、その時系列の記録が残ってなかったということ。

西川委員

何を求められて、何が出なかったか再度説明をお願いしたい。

旭支所長

要は当日の職員が立ち会ってその書類を本人に渡したという、その記録が日報として残ってなかったということ。

西川委員

そのことは特に記録を取るべきものではなかったという判断か。

旭支所長
小川副委員長

そういう判断だ。
他に。

(「なし」という声あり)

小川副委員長
傍聴者（陳情者）

委員から無ければ陳情者から発言が。簡潔にお願いします。

市の基準は知らないが県の基準では軽微なもの以外は記録を取ることにしている。軽微かどうかは後で分かるものが一杯あるので、この場合、コピーを渡したというのが私の場合は 1 枚 10 円取られる。その記録もない。ということは無料で渡している。普通の人には 10 円取るのに。明らかに違法だと思う。

もう 1 つ色んな所で開示しているが、子育て支援課で県と市の記録を開示請求した。過去 5 ヶ月にわたって市の記録を開示請求したら、そこでも全くないということで文書不存在だった。県に聞いたら、この重要案件でこのようなことはあり得ないと。県の文書係は県の支援課に注意するとして、注意されているはず。浜田市は一切何もない。しかし通報者の記録は事細かく綿密に残っている。私に係の人が言われたのは、「森谷は開示請求をするからなるべく電話で話すようにした」と、こういう裏技まで使われている。その辺が不信感があるから困るのと、事務事業量調査がこの前あった。しかし実際何の仕事がどれだけ時間をかけてやられたのか分からない限り、実際の効果的な事業量は分からないはず。課長が鉛筆なめなめやっている状況。そのためにも詳しい日報とは言わないが、大雑把な調査の記録を残さないと何にも反映できないと思う。

小川副委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩とする。再開は午後 1 時とする。

[11 時 56 分 休憩]

[12 時 58 分 再開]

小川副委員長

会議を再開する。

9 執行部報告事項

(1) 新たな津波ハザードマップについて

小川副委員長	順次報告を願う。安全安心推進課長。
安全安心推進課長	(以下、資料 (1) をもとに説明)
小川副委員長	報告が終わった。この件について質疑はあるか。佐々木委員。
佐々木委員	これから配布されるものを見れば分かるのだろうが、津波が高くなっているようなので、全体に上がっているようなイメージか。
安全安心推進課長	端的に言うと上がっている。地震の規模が前回の想定地よりはるかに高く想定してある。大体 1m くらいの浸水で前回は済んでいた所が、3m 以上の津波が来る想定になっている。
小川副委員長	他にあるか。
小川副委員長	(「なし」という声あり)
小川副委員長	ではこの件については終了する。

(2) 浜田市公衆無線 LAN の運用開始について

小川副委員長	情報政策課長。
情報政策課長	(以下、資料 (2) をもとに説明)
小川副委員長	報告が終わった。この件について質疑はあるか。西川委員。
西川委員	フリーWi-Fi というとインバウンド対策が重要なのだが、今回観光施設があまり入ってない。今後そういう観点で増やす考えはあるか。
情報政策課長	今回はまず全市的に使えるフリーWi-Fi の基盤整備をするので、災害時の避難箇所を中心に整備させていただいた。ご指摘のように観光施設等は今回あまり整備をさせていただいてない。三宮神社も観光の担当部署で設置を検討していただいている。その他公民館も自分の所に設置して欲しいという話がいくつか来ているようで、それは教育委員会の担当部署で今後の拡張を検討してもらっている。実際に利用シーンがどういった形になるかで、各担当部署において今後どのような活用・拡張を行っていくかを検討していくことになるかと思う。
小川副委員長	他にあるか。道下委員。
道下委員	この Wi-Fi は 100m くらい、50m くらい届くのか、もっと狭いか。一概に言えないか。
情報政策課長	予算委員会の際にも説明させていただいたが、今回 NTT で整備していて、設置した機械そのものは屋内用機器については 30

	mから 50mの範囲で十分電波が飛ぶ。お魚センターは屋外用機器を設置しているが、ここは 100m程度十分に届く機器を設置したが、各施設の建物構造、いわゆる壁の構造材によって電波が遮断されるケースがあるので、一概には言えない。建物の状況に応じて若干外部まで届く場合もあるし、そうでないものもある。ちなみに浜田市役所 1 階ロビーにも設置させていただいたが、2 階フロアでも届いているし 3 階の一部届いている。ある程度の距離は出ているが、各施設の状況によって違うことをご理解いただければと思う。
道下委員	お魚センターのように屋外仕様なのは他にはないのか。
情報政策課長	はい。今回屋外用を設置したのはお魚センターの駐車場用のものだけ。これについてはお魚センター前の駐車場と、その前側の駐車場、B B 大鍋フェスティバル等をする時に大鍋が設置される辺りまでは飛んでいるのを確認した。ただ、駐車場全域に届くわけではないと思っている。
小川副委員長	他にあるか。西川委員。
西川委員	ステッカーのマークがなかなか良いが、誰が考えたのか。お金がかかっているのか。
情報政策課長	このステッカーは大本の形は他市さんでよく使われていたり、N T T から提案してもらったものだが、最終的なデザインはうちの職員が作っている。お手元に配布している接続方法の紙も、各施設に配布させてもらうが、経費節減でうちでラミネート加工等してこれから配布させてもらうことにしている。
西川委員	あっぱれ。
小川副委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
小川副委員長	ではこの件については終了する。

(3) シングルペアレント就労人材育成事業の進捗状況について

(4) 浜田 de しごと合宿インターンシップ事業について

小川副委員長	政策企画課長。
政策企画課長	(以下、資料 (3) (4) をもとに説明)
小川副委員長	報告が終わった。質疑は 1 件ずつ行う。(3)について質疑はあるか。西川委員。

西川委員	第6期生で応募6名に対し合格者が2名、7期生で3名で合格者1名。定員より多い応募でも採用が少ない。不合格の理由は。
政策企画課長	6名のうち4名に合格を出したが、3名が辞退された。辞退の理由は、まず本人は希望しているが子供さんの事情でやむなく断念された方がおられる。それから見学面談会に参加された方で浜田市で暮らすこと、介護職に就く事を色々見ていただき面談もしたが、やはり難しいと判断されたとのこと。
西川委員	今後業種の拡大ということで建設業とタクシー事業に拡大されるが、そもそも人材が不足している業種ということで介護サービス事業を始められたと思うが、建設業とタクシー事業の人材不足状況、業界からの要望等があったのか。
政策企画課長	そもそもこの2つの業種を選んだ基準についてご説明する。もちろん人材が不足している点がある。これはハローワーク等に聞き取りさせてもらった。その中で一人親でも継続して就業ができることが非常に重要。一人親世帯特有の課題がある。特に夜勤が困難なので夜勤がない業種、お子様を預けないといけない関係で休日出勤がない、あるいは休日出勤を配慮していただけることが大きい。一定以上の給与水準があり、加えて資格を取得していただいてキャリアアップできることが要件としている。建設業とタクシー業については、まず業界団体の方に聞き取りしたところ、人材不足は非常に顕著であること、市にも人材確保について陳情されている実態があった。タクシー業界についても人材不足が顕著。それらを踏まえて先ほど申し上げた条件に合う業種2つを選定した。
西川委員	これまでの応募者は女性が多いと思うが、男性の応募もあったのか。
政策企画課長	これまで2件ほど男性の応募があった。1件は研修生として採用もしたが残念ながら転出されている。もう1件は応募はあったが採用には至らなかった経緯がある。
西川委員	業種を広げられて建設業だと男性が多いと思うので、今後男性を対象にしたPRも必要だと思う。保育士も人材不足だと思うが、保育士はなかったのか。
政策企画課長	保育士については過去に検討している。同じように保育士団体

とお話をさせていただいたが、保育士資格を取得するには研修・就労しながらは困難で、専門学校に通って取るのが一般的だということで、我々のスキームにマッチしないため断念した経緯がある。

小川副委員長

他に。

(「なし」という声あり)

(4)について質疑はあるか。西川委員。

西川委員

交流イベント in 広島の参加者 1 名とのことだが、集客方法に考える余地があったのでは。反省点を聞きたい。

政策企画課長

我々も非常に反省している。昨年度 1 回目の事業としては東京で同じようなイベントをさせていただいたが、体験ツアーやインターンシップに結び付かなかった結果があった。U I ターンに一番結び付くのが広島を始めとする中国地区なので、そちらで開催しようということだった。広島での開催の難しい点が、浜田というものがある意味近い、良くご存知であるので、動機付けが少し弱かったのかと思う。定住財団や県の広島事務所等の色々な機関に声を掛けさせてもらって集客に努力したが、不特定多数に向けてやることの限界を感じている。従って今後は我々も普段から定住財団の定住フェアや相談会にも参加しているが、大体そういう所に参加していただいた方が繋がっているという結果が出ているので、そういうものを 1 つずつ丁寧に対応しながら、あるいは都市部の出身者会とか団体、浜田を応援してやろうという方々がおられるので、そういう人と人の繋がりを活用させていただく中で誘客していきたいと考えている。

西川委員

課題と今後の対策の所で、ターゲットとする 20 代 30 代に情報を届けるとのことだが、例えば SNS の活用になるのではと思う。求人情報誌、例えばインディードのような大手を活用することは可能なのか。

政策企画課長

そういったことを専門にしている求人事業者がおられるので、利活用を考えたいが、何分費用がかかるので費用対効果も考えた上で検討したい。

小川副委員長

他に。

(「なし」という声あり)

小川副委員長

ではこの件については終了する。

(5) 瀬戸ヶ島埋立地の活用に向けた取組について

小川副委員長

地域プロジェクト推進室長。

地域 Pj 推進室長

(以下、資料 (5) をもとに説明)

小川副委員長

報告が終わった。この件について質疑はあるか。道下委員。

道下委員

(4)の陸上養殖に興味を持つ企業の下に、ワカメの養殖があるがそれ以外の陸上養殖はどんなものが想定されるのか。

地域 Pj 推進室長

ここに挙げているのは水産高校が実際に試行されている。これは県の事業でもある。近くでは塩づくりの工場で地下海水を使って海苔養殖実験もされたが、それは事業化には至ってないが、堤防で囲まれた所で魚の養殖が難しいのは水深が確保できない点だが、ワカメ等の海藻類ならこれくらいの水深でも可能ということで、可能性としてここに挙げさせてもらった。他の養殖は今のところ具体的には想定してない。

小川副委員長

他にあるか。佐々木委員。

佐々木委員

今興味を示しておられる陸上養殖の方が、駄目になるとそれからどうなっていくのか。

地域 Pj 推進室長

これまで色々な計画があつたが最終的にはやり手がない状況だった。今興味を示している企業があるなら、まず何とかここで事業を行っていただけるような運びに持っていきたいと思っている。それが駄目な場合となると今年度をもって今回作った計画の企業訪問は終了としているので、完全にゼロから改めて計画を立て直すなりしてあたることはあろうかと思うが、まずは今残された可能性に全力を投じていきたい。

地域政策部長

今は陸上養殖の可能性について改めてチャレンジさせていただきたい思っている。そのために今興味をお持ちの所は地下海水の情報が欲しいとのことだった。まだ興味を持っている段階なので次にステップアップしていけるかどうかは、まさに協議の真っ最中。仮に次のステップに行けるとなればご報告もさせていただき、地下海水の情報を得るためにどうすれば良いのか改めてお諮りするが、海水の状況によって魚種等色んな展望が広がっていくと思っている。仮に興味をお持ちの所が、この地下海水の状況で

はご自身が進めようとしているものが難しいとしても、今は海藻や貝を含め陸上養殖については全国的に色んなチャレンジをされているので、次はその企業以外にも情報を流しながら次のステップを探していくことになるのかと思う。いずれにせよ今は地下海水ではない海水を取り入れて現在の浜田の水温で何か陸上養殖をやろうと思うと、他の地域に比べて優位性が見出せないという指摘はいただいている。

佐々木委員

可能性として地元の方のワカメ養殖なんかがあると思うが、先ほど出た津波の関係も影響があるのか。

地域政策部長

陸上部分には基本的に陸上で養殖できるような水槽を中心に整備されると思っていて、リスクを考えた上でそれをどうするかは事業者の判断になろうかと思う。ただ一般的に他のエリアでも海岸線に近い場所で水槽経営されているので、津波の状況が浜田でどうなのか、きちんと考えながら事業をするしないの判断は事業者側でされると思う。

小川副委員長

西川委員。

西川委員

先日の一般質問で笹田議員が言っていたとおり、来年度に予算がついてない状況。陸上養殖の話があって一般質問の話が出たが、地下海水の掘る深度により成分や性質が変わってくると思う。それを早急に調べて提案するようなことを費用化するべきだと思うが、それについて予算検討されているか。

地域政策部長

これも次にステップアップできるかどうかは興味をお持ちの事業者の本気度によると今は思っている。確実にやる流れにならないと今のタイミングで地下海水を掘るのは難しいと思っている。ただ、協議を進めている中で方向性が固まってくれば、これは必ず必要なものとして皆さん方のご理解をいただいた上で掘っていくことになると思う。掘る予算については市がやるのか県と協議しながら、今後を詰めていくことになると思う。

西川委員

今朝の新聞にも大きく報道されていた。ここまでやってきて活路を見いだせるのは地下海水しかないということなら手を上げそうな業者さんの意向を聞くだけの受け身ではなく、掘ってこの深度からこの成分の海水が出るとデータを持って売り込めば良いと思う。費用対効果の見当はつけているのか。

地域 Pj 推進室長

実際に企業とも話をしているが、相手方も会社としての判断もあるということで、協議しながら慎重に進めている。協議体制が構築できるようなら何らかの方法で予算確保したい。そのためには、コンサルに調査をお願いしてある程度の見込みを出しているが、それが実際どのくらいの規模になるか話を詰めないとい何とも言えない。一応見込みの目星を付けるように進めている。

西川委員

今の1社だけでなくデータを持って何社も、地下海水が有効であればやっていくべきだと思う。

話が変わるが、渚の交番について詳しく知らないが、これは安全やライフセービングがメインだと思っている。ただ立地的にここを拠点にライフセイバーが活動をとということです、海水浴場は昔宮の浦と言って、あそこしかなくて浜田で言うと海水浴場は国府や海浜公園になると思うが、瀬戸ヶ島に渚の交番を立地するメリットは何か。

地域 Pj 推進室長

渚の交番事業について資料4ページにあげている。名前が渚の交番となっているが、いわゆる交番としての機能に限られた施設ではない。浜田と同じようにライフセービングクラブがやっている所や、他にも社会福祉法人がやったり。日本財団が助成しているが、確認しても何か機能を決めているのではなく海と人とを結びつける施設全般を認めている、名前も必ずしも「交番」に拘らなくても良いともおっしゃっている。浜田の場合はライフセービングクラブが主体になっているので、海の安全安心という部分も入ってくるが、それプラス海洋教育に力を入れていきたい。実際国府海岸のガード等もやっているが、水上バイクで各種イベントに出たりする。海水浴場が少し歩いたところにあるが、海洋授業でマリンスポーツも体験できる、藻塩作りを体験授業としてやっていたがそれも海洋教育の1つとして展開していくことを考えているので、特にこの位置で支障があるわけではない。これまでもカヌー等の倉庫も借りた上で作っておられたので、それを拡大する取り組みだと考えていただければと思う。

西川委員

渚の交番の運営について他の例ではNPO法人、観光協会、静岡県御前崎市が絡んでいるケースもある。浜田の渚の交番についてはNPO法人が単独でされるのか。

地域 Pj 推進室長	NPO 法人の浜田ライフセービングクラブが日本財団から助成を受けて建てるということなので、完全に NPO 団体の資産になる。土地は市有地を貸す形になるので、浜田市も関係してくる。施設の運営は独自に NPO 法人がされている。
西川委員	この場所に建物が建つとのことで、まだ全体の利用計画がない、グランドデザインがないうちにこれを建てて、他に何かする時に支障が出るのが想定されると思う。グランドデザイン的な構想が何かあってのこの位置なのか。
地域 Pj 推進室長	元々この 2 年間は営業活動で使うということで作っていたモデル事業にしても、相当大的な規模の加工場を建設する予定にしていたが、それも 1 ページ目の図にあるように真ん中の島根県の土地左側の海に近い土地とその一部を使用する程度で十分広い工場を想定していた。今回の渚の交番はそれほど大きな規模ではないし、右側の浜田市市有地の部分で検討しているので、今後の事業展開に直接影響は出ないと思っている。
小川副委員長	他に。沖田委員。
沖田委員	埋立地の話に戻るが、海藻養殖には適地でありと記述があるが、適地というのはどういう判断か。
地域 Pj 推進室長	実績としては水産高校のワカメの養殖が上手くいって繰り返し試行されているが、事業としてやる場合は受ける方が見つからない。もう 1 つの実績としては塩工場で海苔の養殖を水槽を設けてされたのだが、その時に汲み上げた海水が非常に成分も良く育ちも良かったとのことで適地と書かせていただいた。何よりも 1 番大きいのは先ほど申したが、魚の養殖にはこの湾が向かないとなると魚以外の養殖として海藻類もどうかということで挙げさせてもらった。
小川副委員長	他に。西田委員。
西田委員	畜養は仰るように今の環境自体が変わり、魚の住む環境も以前と全然変わっている。養殖も近畿大学は四十数年前からずっとやってきて今やつとこの数年で花開いた状態。それと併せて今海洋状況の環境が変わっていったので養殖に切り替えている企業が大変多い。色んな魚種の中でも高価な値段のつく付加価値の高い魚種を選んで、先進地はどんどんそれをやっていて。陸上養殖も

飛騨の山の中でもトラフグ等も色んな企業がやっている。高い値段で売れて、それに伴って地元で色んな専門のお料理屋がしっかりやっている。浜田市は二番煎じ、三番煎じの後追いばかりしている状況で。皆さんがご苦労されているのは重々分かるが、どうしても上手い結果に結びつかないし、当たられる企業も興味は示されても、ここでなければならぬ条件的な価値、例えば飛騨の山中なら高所の地下水はミネラルがすごく豊富で、だからこそ陸上養殖でトラフグでも好環境で育ちが早く安心して食べられる。浜田の瀬戸ヶ島の特徴という意味では西川委員も言われたような、深層海水の検査をされても良いと思う。浜田、瀬戸ヶ島ならではの有利な条件をはっきりさせて、それをもって売り込まないと。企業は興味は示しても浜田が有利な土地を提供して色んな条件で補助するといったすごい条件を付けても、企業はそんなに簡単にはいかない。最初は良くて継続していくにはそう甘くない。やはり地下海水を先に調べられるのが一番有効ではと思う。

地域 Pj 推進室長

この埋立地で事業を行うための優位性、営業に回る際の武器みたいなもの、売りがないと企業さんにはなかなか目を向けていただけない。今は養殖もできてないこの埋立地でどういった事業ができるか、モデル事業を作って営業にも回った。そこで色々意見をいただく中で可能性として出てきたのが、地下海水とそれを活用した陸上養殖。出来ればその企業さんと関係を構築した上で、出来るだけ早期に地下海水調査をしたいと思っている。平成 31 年度の当初予算編成時点では、まだ話が挙がっていなかったものでこの 2 年で終わるよう予算的には 30 年度で区切りを付けている。31 年度は計上してないが話を進めることになれば、色んな方法で財源を工面して調査したい。その時には議員の皆さんにご理解をいただいた上で進めたい。相手も会社としての対応を検討される必要があるので、こちらとしてはどんどん進めて色んな企業に売り込むという手もあるが、今はヒントをいただいた企業さんと進め方も話をしながら可能性を追って、それ以降については状況によって対応を考えたい。

西田委員

併せて水産高校のワカメ、益田でも地元中学生が大浜の港で毎年養殖している。浜田の海に自然に生息しているものは環境にあ

地域 Pj 推進室長

ているのだと思う。地元で色々されていることを市として応援してあげて、それがあつて育つてくると民間の方々に広まるかもしれない。地元から育つていった企業も必要だと思う。そういう支援・応援をする考えについて伺う。

その辺りになるとさすがに産業経済部の話になってくるかとは思ふが、水産高校さんはこのワカメの事業を拡大するとかの問題ではないと思う。元々県が絡んで試行されているのだが、基本的には水産高校で試行されて上手くいったものは事業として企業に引き受けていただき、企業が事業を行っていくのが本来の姿だと思うが、ワカメは自然に生えているものもそこそこあるので受け手が見つかっていない状況だと聞いている。事業をされる方がおられれば色々な支援は考えられる

小川副委員長

西川委員。

西川委員

あそこは天然温泉があつたと聞いているが、掘ったら温泉が出る可能性があるのか。

地域 Pj 推進室長

あると思うが、冷泉なので成分的には温泉だが沸かして使っている。港周辺で 10m くらい掘って出てくる水は温度的にも成分的にも海水とほぼ変わらないが、岩盤の更に深い所から取水すれば、水はよりろ過されて温度的にも低い安定した水が取れるという実験が鳥取で行われた。そういう水を採取出来ればと考えている。

小川副委員長

他にあるか。永見委員。

永見委員

渚の交番についてお尋ねする。渚の交番は何年か前埋立地を活用する形でできたが、今回急に渚の交番が出てきたのは何か経緯があるのか。

地域 Pj 推進室長

今日の報告資料にも「水産事業の実行可能性調査」として水産事業の計画を作った上で営業活動に回っていたが、この計画書内でも計画されていることは触れている。NPO 団体が建設に向けて協議を進めておられる所で、我々も瀬戸ヶ島埋立地の活用を検討していくということで、改めて協議を進めてきた。助成事業を受けるにしても、その後の運営等もあるのでこれまで協議を重ねてきた。日本財団の採択基準も年々変わる部分もあつたので対応を協議しながらこのたび申請に至った。NPO 団体はこれまでも活動は独自にしていたので、それと並行しながら検討してきた。

小川副委員長

他に。

(「なし」という声あり)

ではここで暫時休憩とする。再開を2時10分とする。

[14時 03分 休憩]

[14時 10分 再開]

小川副委員長

会議を再開する。

(6) 浜田市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

小川副委員長

税務課長。

税務課長

(以下、資料(6)をもとに説明)

小川副委員長

報告が終わった。この件について質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

小川副委員長

ではこの件については終了する。

(7) 浜田市立学校統合計画審議会(答申)について

小川副委員長

教育総務課長。

教育総務課長

(以下、資料(7)をもとに説明)

小川副委員長

報告が終わった。この件について質疑はあるか。西川委員。

西川委員

雲雀丘と原井の件だが、校区が一緒になると雲雀丘小学校の校区が原井と笠柄で、笠柄から原井小に行くのと笠柄から長浜小に行くのと、もしかしたら長浜が近いこともあるのかと思う。校区の変更は今回は想定にないのか。

教育総務課長

学校間の距離で言うと原井と雲雀丘の距離が2.2km。長浜はもう少し遠かったと思う。

西川委員

地図で見ると長浜小の方が近いように見える。

教育総務課長

雲雀丘小と長浜小の学校間の距離では2.8kmと2.2kmということで、原井小の方が少し近い。

西川委員

学校間はそう。笠柄団地から行くと長浜の方が近そう。この話が今日時点で公になって、市民の関心が高いので新聞等を見ると色々な話になると思う。その中で長浜が近いという声があるかもしれない。その時は今のところ校区の変更は考えてないということで良いか。

教育総務課長

実際には町内単位で校区を設定しないといけないので、今のと

	ころ原井町、笠柄町については距離の近い雲雀丘。ただ実際には熱田 1 - 3 町内、東福井団地が熱田町だが、距離が近いということで校区外で雲雀丘小に通っている子供も数名いる状況。
西川委員	第四中と第三中の統合だが、四中から三中に徒歩での通学は難しくなるが、ここはどのように対応されるのか。
教育総務課長	スクールバスなり路線バスが通常考えられるが、まだ詳細は詰めてない。三中に向かう路線バスがないので、ここについては地域の説明をする中で答申は三中だったが、二中に変わることは想定している。
小川副委員長	他にあるか。佐々木委員。
佐々木委員	確固たる下積みがあってこの計画が決まったものと思っていたが、今後状況によっては変更もあることと、保護者含めて地域に説明に行ってご理解をいただくような説明をされていくのだろうが、この計画の基礎は教育委員会から提示があった上での答申という流れだったのか。
教育総務課長	こちらから誘導等はしてないが、各学校の建築年次の資料や子供の今後の推移状況等、諸々を提示しながら最終的に審議した。前回の答申で後野小と佐野小は石見小へという答申だったが、地域の声かけで佐野小が三階小へ変わった経緯がある。
佐々木委員	学校統合の問題は保護者の方の意見と地域の意見とが微妙に違ったりして、感情的な問題になったりするので、これが子供たちにとって最善の計画だと、経緯等の説明をしっかりと臨んでいただきたい。
小川副委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
小川副委員長	ではこの件については終了する。

(8) 平成 30 年度島根県学力調査の概要について

小川副委員長	学力向上推進室長。
学力向上推進室長	(以下、資料 (8) をもとに説明)
小川副委員長	報告が終わった。この件について質疑はあるか。西川委員。
西川委員	中学生の学力の低さが前から変わらない。自分の経験からして、家庭学習の質と量が問題だというのは明らか。自学というテーマ

	を与えられずにノートを持ち帰ってやる。やる子はやる、やらない子は中学校で出遅れてしまう。これは点数に明らかに表れていると思うが、中学校の家庭学習について実効性のある対策はいかがお考えか。
学力向上推進室長	学校訪問して状況を確認した。自主学習 1 ページ以上出しているのはどこも同じだが、学習の定着を図るために宿題が必要で、英語等は毎日出している。しかし教科担任制なので教科によっては出ない日もあったり、極端に言うと全教科出すとか。バランス調整しながら必ず定着しないといけない宿題・課題は出していくよう考えていくようには伝達している。
西川委員	中学校は教科担任制だが、チーム学校でカリキュラムを考えて与えるくらいのことをしないと今のままでは学力は上がらない。メディアとの関わりもだが、学習習慣によって学力が上がる喜びを子供が感じないと変わらない。先ほどあった雲雀丘小学校の校区で未就学児から 3 割減って小学校に上がる。これ多分県職員が浜田で教育を受けさせたくないから出雲部に帰るのでは。選ばれる浜田市にするために中学校の教育が本当に大事だと思うが、成果を上げている学校が浜田市にあるなら事例を水平展開するなりしていかないと危機的状況だと思うが、再度お考えを伺う。
学力向上推進室長	確かに取り組みで成果を上げている所はある。例えば終礼を 5 分延ばして、今日帰宅後の学習計画を立てさせる、やるべきことをはっきりさせる、家に帰ってやる、翌日持ってきたものを集めて全職員でチェックする。できてないようなら徹底してやらせるというシステムでやっている所が増えてきた。徹底させることが非常に大切だと思う。
西川委員	中学生は多感な時期なので押し付けられるとやりたくないという、反抗期ならそうだと思うし難しいかと思うが、子供にインセンティブを与えられるような、というのは先生方、教育のプロにお任せするので是非中学生の学力向上に取り組んで欲しい。
小川副委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
小川副委員長	ではこの件については終了する。

(9) 国府公民館有福分館の移転に伴う旧有福小学校の改修について

(10) 図書館システム更新作業に伴う臨時休館について

小川副委員長	2 件まとめて報告いただく。生涯学習課長。
生涯学習課長	(以下、資料 (9) (10) をもとに説明)
小川副委員長	報告が終わった。質疑は 1 件ずつ行う。(9)について質疑はあるか。佐々木委員。
佐々木委員	ここに移転しなければいけない経緯が知りたい。
生涯学習課長	平成 27 年 3 月に旧有福小が今で言う国府小と統合した際に地元との話によって、旧有福中で使っている有福分館を旧有福小を移転する方向に全ての機能を移管することで、より使いやすい公民館を目指すということで今年度改修するものだ。
佐々木委員	地元との以前からの約束ということのようだ。ちなみに中学校の建築年数とここの年数は違いがあるか。
生涯学習課長	旧有福中学校の資料を持ち合わせてない。
行財政改革推進課長	現在使っている国府公民館の有福分館、旧有福中だが、建築が昭和 30 年だ。
小川副委員長	小学校は。生涯学習課長
	(「すいません」 という声あり)
小川副委員長	他にあるか。
	(「なし」 という声あり)
小川副委員長	(10)について質疑はあるか。
	(「なし」 という声あり)
小川副委員長	ではこの件については終了する。

(12) その他

小川副委員長	事前に予定されていた報告事項は以上だ。その他執行部から何かあるか。
	(「ありません」 という声あり)
小川副委員長	委員から何かあるか。
	(「なし」 という声あり)
小川副委員長	ここで執行部からの報告事項 10 件について、今回からタブレット端末の本格導入となったことにより、全員協議会へ提出し説明とすべきもののみ決定をしたい。まず執行部の意向を確認する。

総務課長	5 番と 7 番のみ全員協議会で説明したい。
小川副委員長 西川委員 教育部長	(5) 瀬戸ヶ島埋立地の活用に向けた取組について (7) 浜田市立学校統合計画審議会（答申）について 以上執行部側の意向を聞いた。よろしいか。西川委員。 できたら 8 番の学力調査もして欲しい。 全国学力調査の報告は毎年全員協議会でさせていただいているが、県の調査についてはこれまでも資料配布のみとしている。 (「なし」という声あり)
小川副委員長	では全員協議会には 5 番と 7 番を説明いただく。

10 所管事務調査

(1) サンビレッジ浜田（スケート場）の利用状況等について

小川副委員長 生涯学習課長 小川副委員長 西川委員	生涯学習課長。 (以下、資料 (1) をもとに説明) 説明が終わった。この件について質疑はあるか。西川委員。 今シーズンはオープンが遅れて 12 月 27 日とのことだった。先日国府小の児童が来ていた所を見学させてもらった。今期小学校は何校くらい利用されているか。
生涯学習課長	今期の学校利用は把握してないが、昨年の 1 月を見るとスタートが遅れたからかもしれないが、同時期より 135 人今年の方が多かったことは把握している。
西川委員	オープンからの利用者数の推移も調べていただきありがたい。当初は 2 万人を超えて利用料だけで採算が取れていたと聞いているが、段々下がっている。山が平成 15 年から 18 年まで右肩上がりあるが理由があるのか。
生涯学習課長	課内で協議したところ、オリンピックの影響があるのかと思っている。平成 18 年にトリノオリンピックがあつて荒川選手が金を取った影響で徐々に上がってきた。平成 22 年はバンクーバーで浅田選手が活躍した時期と丁度重なる。そこから維持している期間は、26 年ソチオリンピックの羽生選手の頑張りなのか。勝手な判断だがそういう社会的なバックもあるのかと思っている。
西川委員	29 年にガクッと落ちている原因も分析しているか。
生涯学習課長	ここは思ったような社会現象が無かったのかもしれないが、ここは積極的な理由が見当たらなかった。
西川委員	12 月議会の一般質問で話をさせてもらったように、単なるスポ

生涯学習課長

ーツ施設ではなく観光施設と捉えてアクアスとの連携を提案したつもりだが、まだやっておられない。指定管理者任せのような気もするが浜田市として観光も視野に入れてとご提案したつもりなので、アクアスとの連携はそんなにお金も時間もかかることではないのに、なぜ一歩踏み出さないのか。

小川副委員長

確かに指定管理者任せの部分があったかと思い反省している。2ヶ月に1回指定管理者との打ち合わせもあるし、私どもの施設でもあるので、これについては課内で再度検討させて欲しい。

小川副委員長

他に。

(「なし」という声あり)

では、この件については終了する。執行部はここで退席されて構わない。

《 執行部退席 》

小川副委員長

ここで、休憩する。再開は3時15分とする。

[15時05分 休憩]

[15時15分 再開]

小川副委員長

会議を再開する。これより執行部提出の議案6件について採決を行う。

○「議案第1号 浜田市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

小川副委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第2号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

小川副委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと

決した。

○「議案第 10 号 浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

小川副委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 11 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

小川副委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 16 号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

小川副委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について」

本案は原案のとおり同意すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

小川副委員長

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

続いて、請願審査に入る。

「請願第 3 号消費税増税の中止を求める意見書の提出について」

委員からご意見をお聞きする。沖田委員。

沖田委員

地方が非常に苦しいのも分かるし、中小零細企業が多い浜田市にとって辛いのも分かる。しかし浜田市は増税に応じて地方消費税分を収入財源としている以上、おかしいし意見書を出すことは

	できないと思うので反対だ。
小川副委員長	他の委員からご意見は。西川委員。
西川委員	紹介議員がおられるので聞きたい。この請願を受けて浜田市議会として国に意見書を出すということなのか。
小川紹介議員（副委員長）	そうだ。
西川委員	では私も、国の施策についてのことなので、いろいろ問題はあるだろうが、市にも財源として入るし長く検討された上の増税なのでこの請願には反対する。
小川委員長	賛成意見は・・・もしまだ反対意見があれば。佐々木委員。
佐々木委員	よく言われるが、そもそも消費増税 10 パーセントは民主党政権の中で方針を決めた。増え続ける社会保障費の財源というのが大前提。それまでは、年金、介護、医療の 3 つだったが、今回は子育てが入って 4 経費を支援していこうという大きな流れ。全世代型社会保障を後押しすることを目指すもの。これを反対するとなると財源で大企業等への不公平税制や軍事費の削減とかあるが…実現性が厳しいので、国の流れをしっかりと進めていくべきと思う。所得が少ない人にも軽減税率が導入されるし、今回は 8 パーセント導入時と同じ景気の底冷えとならないような対策がなされることになっているので、色々加味してこの請願には賛成できない。
小川副委員長	他にあるか。・・・ないようなら委員長を代わって私から意見を述べたい。年長委員である永見委員と交代する。
	〔 委員長 交代 〕
永見委員	小川副委員長。
小川副委員長	紹介議員として賛成の立場から話をさせていただく。そもそも 5% から 8% に消費増税して以降、日本経済は低迷している。公平性から言っても大衆消費税は逆進性が強い。税金の使い道は福祉・社会保障と言われているが、実際捻出されたであろうほとんどの部分は法人税減税部分に回っているのではという指摘もある。専門家によると 8 割はそれに消えてしまっていると言われている。今回も景気低迷の引き金になってはならないということから、ポイント加算やカード決済についてのプレミアを付けて推進していくことについても、財源もかなりかかるので、導入する目

	的からすると矛盾がある。消費税自体も大変問題だが、今これを導入したら国民、市民の経済に対しても非常に大きな影響があるということで、低所得者にとっては生活を直撃する悲惨な状態になりかねない深刻な問題だということから、今回の増税は中止してもらいたく、紹介議員に名を連ねた。この請願には賛成したい。
永見委員	委員長を代わる。
	〔委員長 交代〕
小川副委員長	委員長を代わった。他にご意見は
	(「なし」という声あり)
小川副委員長	○「請願第3号消費税増税の中止を求める意見書の提出について」を採決する。
	採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本請願について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。
	〔賛成者 挙手〕
小川副委員長	挙手なしで不採択と決した。
	続いて、陳情審査に入る。
	「陳情第73号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について」(12月議会継続審査分)
	委員からご意見をお聞きする。道下委員。
道下委員	陳情者が責任の所在等々を問うもの等色々申されているが、行政の対応に落ち度があったというか、説明責任をもっと果たすべきと感じたため、採択を表明したい。
小川副委員長	その他意見があるか。佐々木委員。
佐々木委員	教育委員会の話を聞いて、事故発生当初はそれなりに対応されるのだが、やがて置き去りにされて何ら今後の対応も含めてあまり構築されてない懸念が、この陳情に出ていると感じた。書いてあること全てを認めるのは難しいが、行政と当事者との関わり方が薄いのは確かなので、採択に賛成したい。
小川副委員長	その他意見があるか。西川委員。
西川委員	陳情者が求める責任の所在を明確にというのは、教育委員会としてはもう終わった話で、その後の経過は見ているようだ。保護者への直接の面会がなかった件は、今日教育長が面談に行くと回

	答したし、この陳情は不採択としたい。
小川副委員長 西田委員	その他意見があるか。西田委員。 今日、教育委員会の姿勢を委員から正した。最初は現場に出向いたりして対応したということだったが、その後、保護者とコミュニケーションが十分でなかったということで教育委員会も反省しておられた。この件はあとは教育委員会にお任せするとして不採択としたい。
小川副委員長 永見委員	永見委員。 教育長さんの話も伺い、この責任問題云々となれば今までも協議してきた経緯がある。今回の対応を改めてと教育長さんも言われていたので、この陳情は採択としたい。
小川委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
小川委員長	○「陳情第 73 号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について」を採決する。 採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。
	[賛成者 挙手]
小川委員長	挙手同数のため、委員長判断により不採択と決する。 「陳情第 85 号 美又国民保養センター指定管理の申請で新設法人から受付を認めないことを求める陳情について」
西川委員	委員からご意見をお聞きする。西川委員。 この陳情と次の陳情については、今後分かりやすいように見直すとのことなので、不採択としたい。
小川委員長 道下委員 小川委員長 佐々木委員	他に意見があるか。道下委員。 分かりにくい部分があったと私は思うので採択としたい。 他に意見があるか。佐々木委員。 86 号とも関連あるが、85 号では受付をしないでもらいたい、受付けたのなら返却してもらいたいとある。返却を認めるわけにいかないので不採択としたい。
小川委員長	他に意見があるか。西田委員。

西田委員	執行部は若干反省もされているし、必要書類も分かりやすい表現をすると反省点が出ていた。この陳情には「返却してもらいたい」とある。返却はかなわないものだとして不採択としたい。
小川委員長	その他。
	(「なし」という声あり)
小川委員長	○「陳情第 85 号 美又国民保養センター指定管理の申請で新設法人から受付を認めないことを求める陳情について」を採決する。 採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。
	[賛成者 挙手] 挙手少数で不採択と決した。
	「陳情第 86 号 指定管理の抜け道に新設法人が利用されないことを求める陳情について」
西川委員	委員からご意見をお聞きする。西川委員。 新設法人に申請をさせないよという趣旨で、新設法人にも門戸を広げているということなので不採択としたい。
小川委員長	他に意見があるか。道下委員。
道下委員	この陳情者の要望が理解できる。新設法人なら決算書がなくても良いというのは問題がある。もっと改善すると言われたが、もっと正してもらわないとならないという意味合いで、採択したい。
小川委員長	他に意見があるか。西田委員。
西田委員	審査中に、法人ではないと申し込めない。過去 2 期の決算書が必要だ。なくても受付はしているという答弁で、食い違いがある。この陳情においては最後に「利害関係がない 1 市民として申し込んだ者が受け入れられることのないように強く要望します」とある。受け付けても問題無いと思うので採択としても良いと思う。
小川委員長	他に。
	(「なし」という声あり)
小川委員長	○「陳情第 86 号 指定管理の抜け道に新設法人が利用されないことを求める陳情について」を採決する。 採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮り

	する。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。 〔 賛成者 挙手 〕
小川委員長	挙手同数のため委員長判断で、不採択と決した。 ○「陳情第 87 号 スキー事故の責任の所在と保障の有無を明らかにすることを求める陳情について」 この陳情については、陳情第 73 号と同趣旨の陳情でありますので、不採択されたものとみなします。 「陳情第 88 号 指定管理の添付書類の見直しを求める陳情について」
西川委員	委員からご意見をお聞きする。西川委員 指定管理の提出書類について色々意見をいただき、執行部も見直す必要があると認識しているので、採択としたい。
小川委員長 佐々木委員	他に意見があるか。佐々木委員。 書類の今の現状がどうか執行部に問うたが、全てこの指摘に当てはまるかは疑問で、その趣旨に関する回答はなかった。認めるとなると全部認めることになるので、今段階では私は不採択としたい。
小川委員長 永見委員	他に意見があるか。永見委員。 私もこの陳情は不採択の方向。執行部も書類については訂正するとのことなので、不採択としたい。
小川委員長 西田委員	西田委員。 陳情の中身に大きな問題はないと思うが、しかし執行部の答弁を聞くと、難しいながらこれまでも改善してきたということだった。国の大まかな通知に基づいてやっている。ある程度は自治体の裁量に任されているとのこと。これから改善も期待して、この陳情は不採択としたい。
小川委員長	その他。 （ 「なし」という声あり ）
小川委員長	○「陳情第 88 号 指定管理の添付書類の見直しを求める陳情について」を採決する。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

〔 賛成者 挙手 〕

挙手少数で不採択と決した。

「陳情第 89 号 指定管理者制度の見直しを求める陳情について」委員からご意見をお聞きする。佐々木委員。

佐々木委員

表題は指定管理者制度の見直しを希望しますとあるが、指定管理委員の決定も含めて、とある。委員が決定したことも含めて見直せということになり、これに我々が賛同するのは難しい。委員の決定の見直しは認めるわけにいかないので不採択としたい。

小川委員長

他に意見があるか。西川委員。

西川委員

陳情者から地元の人が 3 人入ってそれに専門知識がないからゆがんだ結果になったのではとある。委員には色んな人がいて当然だと思うので、不採択と考えている。

小川委員長

他に。

(「なし」という声あり)

小川委員長

○「陳情第 89 号 指定管理者制度の見直しを求める陳情について」を採決する。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

〔 賛成者 挙手 〕

挙手なし不採択と決した。

「陳情第 90 号 学校内の事故対応における情報共有化や注意喚起及びマニュアルの見直しを求める陳情について」

委員からご意見をお聞きする。沖田委員。

沖田委員

執行部から説明をいただいた。陳情内容にある程度賛同できるので、この件は採択としたい。

小川委員長

他に意見があるか。西川委員。

西川委員

趣旨が注意喚起、マニュアルを更に良くするようにとのことな

	ので採択としたい。
小川委員長	他に意見があるか。西田委員。
西田委員	陳情の文言や表現だが、今後のことを鑑みて注意喚起を望む、とのことなのでこれは採択にしても良いかなと思う。
小川委員長	その他。
	(「なし」という声あり)
小川委員長	○「陳情第 90 号 学校内の事故対応における情報共有化や注意喚起及びマニュアルの見直しを求める陳情について」を採決する。
	採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。
	[賛成者 挙手]
	挙手全員で採択と決した。
	「陳情第 91 号 業務記録を残すことを求める陳情について」
	委員からご意見をお聞きする。道下委員。
道下委員	執行部の説明も聞いた。必要があるものは執行部もきちんと書類化しているのが分かったので、この陳情は不採択としたい。
小川委員長	その他。
	(「なし」という声あり)
小川委員長	○「陳情第 91 号 業務記録を残すことを求める陳情について」を採決する。
	採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。
	[賛成者 挙手]
	挙手少数で不採択と決した。

11 その他

小川副委員長	2 月 19 日の委員会でお願ひしていた、政策討論会の委員会としてのテーマについて、委員会意見をお聞きしたい。
	(以下、自由討議)
小川副委員長	今出されたのは、地域交通と空き家対策、地域の人材育成と大

きく 3 つ出ている。

(「それでいいんじゃない」という声あり)

小川副委員長

それでは、高齢者の移動手段の確保、空き家の利活用、地域の人材育成の 3 つとする。

その他委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

小川副委員長

それでは、委員長報告については正副委員長にご一任願う。3 月 12 日表決までに作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告ホルダーに入れておくのでご確認いただきたい。

以上で総務文教委員会を終了する。

(閉 議 16 時 11 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 野藤 薫 ㊞